

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 1 4 分野) (総括表)

(分野名)第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--|---------------------|---|---|
| <p>1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり</p> <p>ア 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <p>○内閣府において、国の施策についての周知を行うとともに、グループ討議等を通じて他地域の取組や課題等について認識を深め、各男女共同参画センター等の今後の取組に活用してもらうことなどを目的に、都道府県・政令指定都市の男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会を毎年実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○上記の情報交換会等の開催は、男女共同参画センター等の職員の人材育成やセンターの機能強化に資しているとみられる。</p> <p>○男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月)においては、以下の課題が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター等では、経済分野における女性の活躍をテーマに各種事業をおこなっているが、経済産業局、地域金融機関、農林水産団体等と連携した取組は少ない。 ・都道府県において、男女共同参画担当課室の職員数は近年減少しており、男女共同参画センターの予算も年々減少するなど、推進する体制は弱体化している。 | <p>○今後も、男女共同参画センター等の職員の知識の向上、ノウハウの取得等に向けて、研修等の機会の提供は必要である。</p> <p>○地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進に関して、男女共同参画センター等については、以下のような機能を果たすことが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において女性の活躍を推進するキーパーソンの育成、これから企業等の管理職となる女性リーダーの育成、女性のニーズに着目した起業家支援等を行う。 ・これらの育成した人材のネットワークを作り、地域における女性の活躍推進の実施主体として事業を行う。 ・男女共同参画センターにおいて女性の活躍を推進する要員を養成し、これらの養成された者が各企業や自治会等に出向いて、これまで男女共同参画に係る情報が届きにくい層の住民に向けて講座等を行うアウトリーチ活動も考えられる。 ・男女別等統計(ジェンダー統計)の手法等も活用し、地域の現状を「見える化」し、関係者の認識共有のため情報発信していくこと。 <p>(男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月)より)</p> <p>○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組については、男女共同参画センター等の機能の充実・強化に向けて、政府に、以下の取組が求められている。</p> |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|-------------------------------------|---------------------|--|--|
| | | | <p>・地方公共団体において男女共同参画センターの平常時及び災害時における役割が明確にされ、センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となることが求められる。そのためには、モデル事業の実施及びその成果の周知等を通じて、地方公共団体及びセンターに働きかけることが必要である。</p> <p>(男女共同参画会議監視専門調査会「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」(平成26年2月)より)</p> |
| | <p>文部科学省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・独立行政法人国立女性教育会館では、女性関連施設等の機能の充実・強化のため、女性関連施設管理職・地方公共団体職員・女性団体リーダーを対象に、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した。また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力や女性の貧困など、喫緊の課題解決に必要な知識・技能習得のための専門的・実践的な研修である「女性関連施設相談員研修」を実施した。さらに、全国の女性関連施設の施設情報、実施している事業の情報を一元的に調べることのできる「女性関連施設データベース」を作成し、センター機能を支援している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・男女共同参画センター等の機能の充実に資するものであったと考えられる。</p> | <p>・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、女性関連施設管理職・地方公共団体職員・女性団体リーダーを対象とした男女共同参画画推進研修を実施する。また、引き続き、女性関連施設相談員を対象に研修を実施し、「女性関連施設データベース」の更新・提供を行う。</p> |
| <p>イ 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・平成23年度に「地域の活力と魅力を生み出す男女共同参画活動事例集」を公表するとともに、地域活動における女性の参画促進を図ることを目的に、平成24年度に「地域における女性の参画状況調査」を行った。</p> <p>・平成23～25年度に、地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために男女共同参画の視点を踏まえて効果的な活動を展開できるよう、課題解決のための検討会とその成果を広く普及するための連携支援事業(「地域における男女共同参画連携支援事業」)を実施し、地域における男女共同参画促進を支援した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・「地域の活力と魅力を生み出す男女共同参画活動事例集」では40事例をホームページ上に掲載した。</p> <p>・男女共同参画の視点を踏まえた先進的な地域活動について、地域間で好事例を共有し、他地域への横展開につなげていくことについては課題となった。</p> | <p>・先進的な取組や好事例について、情報収集・情報発信により、地域における取組を支援することが必要である。</p> |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|------------------|--------------|---|--|
| | 文部科学省 | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため、学習プログラムを収集、発信した。 ・独立行政法人国立女性教育会館では、女性関連施設における地域における課題解決や実践的活動に関する先進事例等の情報を収集し、「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」を通じて、情報提供・共有を行っている。 <p>また、女性リーダー等の人材育成のため、女性関連施設管理職・地方公共団体職員・女性団体リーダーを対象に、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した。</p> <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進に資するものであったと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、引き続き、男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成の支援に資する情報をホームページにより発信する。 ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、女性関連施設における地域における課題解決や実践的活動に関する先進事例等の情報を収集し、「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」を通じて、情報提供・共有を行う。 <p>また、引き続き、女性関連施設管理職・地方公共団体職員・女性団体リーダーを対象とした男女共同参画推進研修を実施する。</p> |
| ウ 地域ネットワークの構築の支援 | 内閣府(男女共同参画局) | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度補正予算において、内閣府は、「地域女性活躍加速化交付金」を措置し、地域における関係団体(地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、男女共同参画センター・女性センター、農業団体、大学、NPO、地域女性活躍推進組織、地元企業等)のネットワークの構築、連携を促進した。 ・全国的なムーブメントを創出し、地域社会で連携して女性の活躍を応援する体制を整備するため、平成26年3月に総理官邸において「輝く女性応援会議」を開催し、同7月～9月に全国6府県(高知、山形、三重、石川、佐賀、京都)において地域版「輝く女性応援会議」を開催した。 ・平成23～25年度に、地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために男女共同参画の視点を踏まえて効果的な活動を展開できるよう、課題解決のための検討会とその成果を広く普及するための連携支援事業(「地域における男女共同参画連携支援事業」)を実施し、地域における男女共同参画促進を支援した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域女性活躍加速化交付金」により、全国28の地域で関係団体によるネットワークが構築され、他地域において追随する動きも見られる。 ・一方で、地域ネットワークの構築に向けた支援を必要とする地域、また、構築に向けた動きがまだ見られない地域も多数ある。 ・男女共同参画の視点を踏まえた先進的な地域活動や好事例を、他地域における横展開につなげていくことについては課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、交付金事業を通じて、新たなネットワークが構築され、及び、構築されたネットワークが維持され、当該ネットワークを活用して、地域における男女共同参画・女性活躍推進に向けた取組が継続して行われるよう、必要な取組の支援を行っていく必要がある。 ・また、好事例の紹介等により、地域ネットワークの構築が進んでいない地域に対する普及・啓発等を行っていく必要がある。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--------------------------|--------------|---|--|
| | 文部科学省 | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会の実現に取り組む女性関連施設・地方自治体・女性団体・高等教育機関・企業の担当者が情報と課題を共有するための男女共同参画推進フォーラムを実施した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・地域ネットワークの構築の支援に資するものであったと考えられる。</p> | <p>・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、男女共同参画を推進する担当者が情報と課題を共有するための全国フォーラムを実施する。</p> |
| エ 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進 | 内閣府(男女共同参画局) | <p>【施策の取組状況】</p> <p>○内閣府において、都道府県・政令指定都市の係長及び係員クラスの職員を対象とした「基礎研修」、都道府県・政令指定都市の男女共同参画主管課長等を対象とした「政策研修」を毎年実施し、地方公共団体職員等の理解を深めることにより、地方における男女共同参画行政の推進を支援している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○研修後の受講者アンケートによれば、研修全体に対する評価は高い。男女共同参画に関する地方公共団体職員等の理解を深め、また、他の地方公共団体の取組を知る機会にもなっている。</p> <p>○男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月)では、下記の課題が指摘されている。</p> <p>・いまだに男女共同参画計画を策定していない市区町村も多いが、計画の策定は、その策定を通じて、地域課題の把握、関係者の理解の促進、合意形成を図っていくものであり、その意義は大きい。計画未策定の市区町村にあっては、早急に計画策定に取り組むことが求められる。</p> | <p>○今後も、地方公共団体職員を対象とした研修の実施が必要である。</p> <p>○研修に参加していない市町村職員等についても情報が共有されるような工夫が必要である。</p> <p>○市区町村、特にこれまで未策定の市区町村における早期の男女共同参画計画の策定を支援することにより、市区町村における地域課題の把握や関係者の理解の促進、合意形成を図るなど、地方公共団体における男女共同参画の推進を図る。</p> |
| | 文部科学省 | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・独立行政法人国立女性教育会館では、地方公共団体職員、地域活動を行うリーダー等の理解促進のため、女性関連施設管理職・地方公共団体職員・女性団体リーダーを対象に、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・地方公共団体における男女共同参画の積極的推進に資するものであったと考えられる。</p> | <p>・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、女性関連施設管理職・地方公共団体職員・女性団体リーダーを対象とした男女共同参画推進研修を実施する。</p> |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--|---------------------|--|--|
| <p>2 地域の活動における男女共同参画の推進</p> <p>ア 地域における方針決定過程への女性の参画拡大</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月、日本PTA全国協議会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国社会福祉協議会に対し、女性の登用状況に応じたポジティブ・アクションの導入と仕事と生活の調和の推進について要請を行った。 ・毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を行い、PTA、商工会、自治会長、消防団員など各種団体等における女性の参画状況を調査し、公表を行った。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員、自治会長、消防団員、商工会役員いずれにおいても女性の参画状況はいずれも1割程度もしくは1割以下と低調であり、かつ、ほぼ横ばいで推移している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種機関・団体・組織に対して「2020年30%」の目標の達成に向けて、目標を設定して取組を進めるよう働きかける。 ・引き続き「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、各種団体における女性の割合について調査し公表していく |
| <p>イ 地域活動への多様な人々の参画促進</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男性の地域活動への参画好事例集」の作成 男性の地域参画等を促進するため、「男性の地域活動への参画好事例集」を作成し、併せて内容をホームページにも掲載する等、地域交流や地域で子育てに取り組むこと等の楽しさや重要性について、周知・啓発を行った。 ・男性の家事・育児参画を地域等で先導するキーパーソンの育成 働き方の見直しを進め、男性の家事・育児参画を促進するため、地域・企業等において男性の意識改革や働き方の見直しを先導するキーパーソンを育成する。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がりつつある。しかしながら、男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 これらの背景には、男性の固定的性別役割分担意識や長時間労働の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消と、働き方改革の取組を進める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、男性の家事・育児や、地域参画の好事例を発信し、また地域等においてキーパーソンによる啓発活動を行うことで、男性の地域参画の重要性について理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図る。 |
| | <p>文部科学省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、社会活動を行っている女性を対象に、「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」を実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への多様な人々の参画促進に資するものであったと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、調査研究の成果や開発したプログラムについて、ホームページを通じた情報提供を行う。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--------------------------------|---------------------|---|--|
| <p>ウ 地域ネットワークの構築の支援</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度補正予算において、内閣府は、「地域女性活躍加速化交付金」を措置し、地域における関係団体(地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、男女共同参画センター・女性センター、農業団体、大学、NPO、地域女性活躍推進組織、地元企業等)のネットワークの構築、連携を促進した。 ・全国的なムーブメントを創出し、地域社会で連携して女性の活躍を応援する体制を整備するため、平成26年3月に総理官邸において「輝く女性応援会議」を開催し、同7月～9月に全国6府県(高知、山形、三重、石川、佐賀、京都)において地域版「輝く女性応援会議」を開催した。 ・平成23～25年度に、地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために男女共同参画の視点を踏まえて効果的な活動を展開できるよう、課題解決のための検討会とその成果を広く普及するための連携支援事業(「地域における男女共同参画連携支援事業」)を実施し、地域における男女共同参画促進を支援した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域女性活躍加速化交付金」により、全国28の地域で関係団体によるネットワークが構築され、他地域において追随する動きも見られる。 ・一方で、地域ネットワークの構築に向けた支援を必要とする地域、また、構築に向けた動きがまだ見られない地域も多数ある。 ・男女共同参画の視点を踏まえた先進的な地域活動や好事例を、他地域における横展開につなげていくことについては課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、交付金事業を通じて、新たなネットワークが構築され、及び、構築されたネットワークが維持され、当該ネットワークを活用して、地域における男女共同参画・女性活躍推進に向けた取組が継続して行われるよう、必要な取組の支援を行っていく必要がある。 ・また、好事例の紹介等により、地域ネットワークの構築が進んでいない地域に対する普及・啓発等を行っていく必要がある。 |
| | <p>文部科学省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会の実現に取り組む女性関連施設・地方自治体・女性団体・高等教育機関・企業の担当者が情報と課題を共有するための男女共同参画推進フォーラムを実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークの構築の支援に資するものであったと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、男女共同参画を推進する担当者が情報と課題を共有するための全国フォーラムを実施する。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|---------------------------------------|---------------------|--|---|
| <p>エ 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各界、各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、男女共同参画社会づくりに向けて、広く気運の醸成を図り、各地域での取組を促進することを目的に、都道府県又は政令指定都市と共催し、「男女共同参画フォーラム」(年3か所程度)を開催した(～平成25年度)。 ・住民に密接な行政を行っている地方公共団体の更なる施策の推進を促し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的に、政令指定都市を除く市区町村と共催して「男女共同参画宣言都市奨励事業」(年6か所程度)を実施した(～平成25年度)。 ・男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等による情報発信を行っている。 ・平成26年度に地域ぐるみで女性の輝く社会づくりを進めることを目的として「輝く女性応援会議」を内閣官房・内閣府と都道府県の主催の下、6府県で実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記事業の開催を通じて、男女共同参画社会づくりに向けて、当該地域における住民等の意識啓発につながったと考えられる。男女共同参画宣言都市奨励事業では、内閣府との共催イベント以外に、地方公共団体が独自に催しを企画し、住民を巻き込んで気運醸成を図るなどの取組も見られた。 ・会議の参加者は6府県で合計1500人程度。また、全国の中央紙・地方紙71紙にて記事掲載するなど地方に向けての情報発信が進んだ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、地域住民等に対する意識啓発に向けた取組が必要である。 ・今後も引き続き、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策の紹介や男女共同参画社会の取組について各種媒体においてさらなる情報発信を行う。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--|---------------------|--|--|
| <p>3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進</p> <p>ア 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会において、地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について調査・審議を行い、平成26年4月に報告書を取りまとめた。本報告書は、同年4月の男女共同参画会議に報告され、今後の取組事項として、女性の活躍推進に向けた地域に根差した取組の促進等を決定した。 ・企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組の支援として、平成25年度補正予算において、内閣府は「地域女性活躍加速化交付金」を措置し、地域における関係団体(地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、男女共同参画センター・女性センター、農業団体、大学、NPO、地域女性活躍推進組織、地元企業等)のネットワークの構築、連携を促進した。 ・「女性活躍推進モデル事業」として、女性の活躍促進による先進的な事業を地域で行い、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握を行っている(平成25年度～)。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化に向け、女性の活躍を実現していくための地域に根差した取組がみられる。 ・「地域女性活躍加速化交付金」により、全国28の地域で関係団体によるネットワークが構築され、他地域において追随する動きもみられる。一方で、地域ネットワークの構築に向けた支援を必要とする地域、また、構築に向けた動きがまだ見られない地域も多数ある。 ・今後も引き続き、様々な主体が連携・協力し、地域経済の活性化に向けた女性の活躍推進の取組を進める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた多様な主体の参画による支援ネットワークが全国的に構築されること等により、女性の活躍による地域経済の活性化を図ることが必要である。 |
| | <p>文部科学省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、地域の文化活動の振興を図る様々な取組を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等に資するものであったと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年の文化プログラムに向けて、地域の文化活動の振興を図る取組について平成27年度概算要求を行っている。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--------------------|---------------|--|--|
| イ 地域社会への男女の共同参画の促進 | 内閣府(男女共同参画局) | <p>【施策の取組状況】</p> <p>○地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することにより、地域における男女共同参画の促進を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○上記事業により、地方公共団体、とりわけ住民に身近な市区町村における、男女共同参画推進の主体的な取組を促進している。</p> <p>○男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月)では、下記の課題が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだに男女共同参画計画を策定していない市区町村も多いが、計画の策定は、その策定を通じて、地域課題の把握、関係者の理解の促進、合意形成を図っていくものであり、その意義は大きい。そのため、計画未策定の市区町村にあっては、早急に計画策定に取り組むことが求められる。 | <p>○市区町村、特にこれまで未策定の市区町村における早期の男女共同参画計画の策定を支援することにより、市区町村における地域課題の把握や関係者の理解の促進、合意形成を図るなど、地域社会への男女共同参画の促進を図る。</p> |
| | 内閣府(経済社会システム) | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月に施行された改正特定非営利活動促進法(以下、NPO法)において、特定非営利活動法人(以下、NPO法人)に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、NPO法人の活動状況に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて迅速に情報提供できるような必要な措置を講ずる旨の規定がなされたところ。内閣府においては、「NPOホームページ」を運用し、NPOの解説やNPO法人の活動に関する情報、関連施策等の情報提供を実施。 ・NPO法人制度や寄附税制等の普及、市民活動行政の促進に向けては、地方自治体、NPO法人、中間支援組織等の要請を受け、内閣府から担当職員を講師として派遣し、関連するテーマについて講演を実施。 ・内閣府において、NPO法人を取り巻く情勢や経済・雇用規模、社会貢献に関する市民の意識・行動等の実態を把握するため、「特定非営利活動法人に関する実態調査」及び「市民の社会貢献に関する実態調査」(以下、各調査)を定期的実施し、公表。 ・NPO等による地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、必要な政策課題の分析と支援策の検討を行う場として、内閣府経済財政政策担当大臣の下、平成25年4月より有識者による「共助社会づくり懇談会」を開催。 ・平成23年度税制改正により、認定NPO法人及び仮認定NPO法人への寄附について、所得税において新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とするなど、寄附税制の拡充を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的に各調査を実施し、NPO法人の活動分野やボランティア活動に対する関心等についての実態把握に努めるとともに、NPOホームページの運用や講師派遣を通じて、NPO法人制度や関連施策等に関する情報提供を実施していく。 ・引き続き寄附税制の普及・啓発に取り組む。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|--|---------------------|--|---|
| | | <p>【施策の評価】</p> <p>・NPO法人数は着実に増加。また、各調査によると、NPO法人の主な活動分野として「男女共同参画社会の形成の促進」を挙げるNPO法人が増加しているとともに、「ボランティア活動に対する関心」や「ボランティア活動の経験」がある女性の割合も増加しており、参画促進のための環境整備や支援が進展したことによるものと考えられる。</p> | |
| <p>4 防災における男女共同参画の推進</p> <p>ア 防災分野における女性の参画の拡大</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年9月から防災・復興における男女共同参画の推進につき監視を行い、同年12月に「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「防災・復興における男女共同参画の推進」について)」を取りまとめた。さらに、平成25年5月から、同意見のフォローアップとして、検討を行い、平成26年2月に「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」を取りまとめ、同年4月に開催された男女共同参画会議に報告した。男女共同参画会議は、防災に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進等を決定した。</p> <p>・平成25年5月に、東日本大震災等の対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・都道府県防災会議の女性委員の割合は、平成23年4月には3.6%であったが、平成25年12月には11.8%と増加し、女性委員のいない都道府県防災会議の数は、平成25年4月に初めてゼロとなった。</p> | <p>・都道府県防災会議について、災害対策基本法第15条第5項第8号の活用だけでなく、同条同項第5号及び第7号を活用し女性委員の割合が少なくとも30%となるよう、女性委員の割合が高い都道府県の事例の提供と併せて、周知していくことが必要である。</p> <p>・市町村防災会議については、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員の割合を高め、早期に、女性委員のいない市町村防災会議の数をゼロとするよう、都道府県の協力も得て、働きかけることが必要である。このため、都道府県防災会議と同様、市区町村防災会議の女性割合の状況を、毎年把握することが必要である。</p> <p>(男女共同参画会議監視専門調査会「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」(平成26年2月)より)</p> |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|-----|---------|--|---|
| | 内閣府(防災) | <p>【施策の取組状況】</p> <p>○平成24年の災害対策基本法の改正において、地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性を含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。</p> <p>○地域防災計画の指針となる防災基本計画に、地域の防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立を位置付けているところ。</p> <p>○都道府県地域防災計画の修正の機会において、防災基本計画に基づき、男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立について地域防災計画に反映されるよう、東日本大震災の経験も踏まえ、都道府県への要請を推進。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○平成24年に改正された災害対策基本法の規定を活用し、女性委員のいない都道府県防災会議の数は、平成21年には13あったのに対し、平成25年には0となり、防災に関する政策・方針決定過程において女性等の参画が拡大された。</p> | <p>○引き続き、男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう都道府県に要請していく。</p> |
| | 総務省 | <p>【施策の取組状況】</p> <p>○平成24年の災害対策基本法の改正(平成24年法律第41号)において、地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性を含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。</p> <p>○地域防災計画の指針となる防災基本計画において、地域の防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要があるとされていることを踏まえ、地域防災会議への女性委員の積極的な登用など「防災における男女共同参画の推進」に適切に取り組むよう、各都道府県に通知を发出している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○平成24年に改正された災害対策基本法の規定を活用し、女性委員のいない都道府県防災会議の数は、平成21年には13あったのに対し、平成25年には0となり、防災に関する政策・方針決定過程において女性等の参画が拡大された。</p> | <p>○引き続き、男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう都道府県に要請していく。</p> |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|---------------------------------|---------------------|--|--|
| <p>イ 防災の現場における男女共同参画</p> | <p>内閣府(男女共同参画局)</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を受け、内閣府男女共同参画局職員を被災地に派遣するとともに、避難所等での生活に関し女性のニーズを踏まえた災害対応について関係機関に依頼・働きかけを行った。 ・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年9月から防災・復興における男女共同参画の推進につき監視を行い、同年12月に「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「防災・復興における男女共同参画の推進」について)」を取りまとめた。さらに、平成25年5月から、同意見のフォローアップとして、検討を行い、平成26年2月に「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」を取りまとめ、同年4月に開催された男女共同参画会議に報告した。男女共同参画会議は、防災に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進等を決定した。 ・平成25年5月に、東日本大震災等の対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。 ・平成26年度に、上記取組指針を踏まえ、男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする「地域防災における男女共同参画の推進事業」を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災以降に地域防災計画の見直しが行われ、男女のニーズの違い等への配慮についても記載しているところが多い。 ・一方で、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が進められていない地域も多くある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体においては、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を活用し、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成と見直し、独自の指針やマニュアル等の作成を行い、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備するとともに、災害が発生した場合には男女共同参画の視点から必要な対応を行うことが必要である。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|-----|---------|--|--|
| | 内閣府(防災) | <p>【施策の取組状況】</p> <p>○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正において、新たに避難所等における生活環境の整備等に取り組むよう努力義務が課されたことを受け、市町村がその取組を進めるための参考となるよう、男女共同参画の視点も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を内閣府において同年8月に策定した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○ 本取組指針の中に、「女性に配慮し、生理用品を備蓄しておくこと」、「避難所運営組織において、女性が責任者に加わり、女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにすること」、「相談窓口には女性を配置することが適切であること」等の防災における男女共同参画の推進に関する事項を具体的に盛り込み、各都道府県等に本取組指針の活用を周知した。</p> | <p>○ 避難所等における生活環境の整備等が災害対策基本法に規定されて1年がたつことを踏まえ、平成26年度において、避難所の運営等に関する実態調査を行い、その中で男女共同参画に関する事項についても把握する予定。</p> |
| | 警察庁 | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県警察では、女性警察官の採用・登用拡大に関する計画をそれぞれ策定し、女性警察官の採用拡大や登用分野の拡大に努めている。 ・ 平素から男女の別なく災害対応に関する教養や訓練等を実施し、職業能力の向上について配慮している。 ・ 警察庁では、東日本大震災の被災地において、避難所や仮設住宅での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者からの相談に対応するなど、支援活動を行った。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ここ数年、毎年1,000人を超える女性警察官を採用しており、女性警察官数は年々増加している。また、その登用も、あらゆる分野に拡大したといえる。 ・ 非常参集訓練等の訓練を、男女の別なく実施した。 ・ こうした活動を実施するに当たり、全国の警察から女性警察官を中心とする部隊を編成し、延べ165日間にわたり、合計754人(うち女性492人)の職員を岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性警察官が平成35年におおよそ10%程度となるよう採用拡大を推進していく。 ・ 今後も継続的に、男女の別なく災害対応に当たる者の職業能力の向上に配慮する。 ・ 引き続き、災害時においては防災現場に女性が十分配置されるよう留意する。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|-----|------|---|---|
| | 総務省 | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月の災害対策基本法の改正(平成25年法律第54号)において、新たに避難所等における生活環境の整備等に取り組むよう努力義務が課されたことを受け、市町村がその取組を進めるための参考となるよう、男女共同参画の視点も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が内閣府において同年8月に策定された。これを受けて、各都道府県を対象に説明会を実施した。 ・消防庁では、平成16年の通知で各消防本部等に対し、 <ol style="list-style-type: none"> ① 消防組織における女性消防吏員の更なる積極的採用の推進 ② 警防業務、予防業務、救急業務など幅広く従事できるよう職域の拡大の推進 ③ 警防業務を含む消防活動において基本的に女性は男性と同様に活動できることを周知 ④ 仮眠室やトイレ等環境の整備の推進 等について積極的な取組を要請しており、以降、当該通知に基づき各消防本部等において、女性消防吏員の職域拡大、施設整備等の取組推進に努めている。 ・平成25年度には「消防学校における女性専用施設等の整備状況に係る調査」を実施し、各消防学校における女性専用施設等の整備状況を調査。その結果を各都道府県防災主管課等へ情報提供するとともに、引き続き、女性がその能力を発揮できる環境整備に配慮するよう要請(平成25年11月22日)。 ・女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行う。さらに、意見交換会や交流を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、全国女性消防団員活性化大会の開催、女性団員等の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的とする全国女性消防操法大会を開催する。 ・消防庁より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに、積極的な女性の消防団への加入促進について通知した。(平成26年7月) | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、防災の現場における男女共同参画の推進が図られるよう要請していく。 ・今後、女性消防職員の採用、職域、登用の促進のため、改めてハード・ソフト両面から詳細な調査等を行い、女性消防職員が自らの能力を発揮できる職場・働き続けられる職場の環境を整備する方策等について検討予定。 ・女性消防団員がいる消防団は全消防団の59.4%にとどまっている。近年、火災予防の啓発や応急手当指導等の女性消防団員の役割は益々高まってきており、平成26年8月豪雨に伴う広島市での土砂災害においても、広島市の女性消防団員が避難所の運営支援活動等に従事し、高い評価を受けた。消防審議会の中間答申でも示されたように、女性消防団がいない消防団では今後入団に向けた積極的な取組が必要である。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|------------------------------|--------------|--|--|
| | | <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取組指針の中に、「女性に配慮し、生理用品を備蓄しておくこと」、「避難所運営組織において、女性が責任者に加わり、女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにすること」、「相談窓口には女性を配置することが適切であること」等の防災における男女共同参画の推進に関する事項が具体的に盛り込まれ、説明会等を通じ周知が図られた。 ・近年は、年平均180人程度のペースで増加しており、消防職員全体に占める女性の割合は平成22年度の2.2%から平成25年度の2.6%へ上昇している。 ・一方、災害現場での活動を主とする24時間の交替制勤務者が全体の8割を占める等の消防職場の特殊性などの制約もあり、飛躍的な増加には至っていない。 ・女性消防団員数は、平成25年4月1日現在、10年前の平成15年4月1日現在の12,440人に比べ8,345人、67.1%増えて、20,785人となっており、団員総数が減少する中、その数は年々増加している。 | |
| | <p>文部科学省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、全国の女性関連施設等と連携して、女性の視点からの災害復興支援活動の記録であるNVEC災害復興支援女性アーカイブを構築・公開し、女性関連施設等による復興支援を通じた地域コミュニティ再生実践の記録を収集・保存している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災の現場における男女共同参画に資するものであったと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、全国の女性関連施設等と連携して、NVEC災害復興支援女性アーカイブの充実を図る。 |
| <p>ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等</p> | <p>外務省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、「防災協カイニシアティブ」（平成17年1月）に基づき、ODAを通じて防災分野における開発途上国の自助努力を支援している。同イニシアティブの基本方針において、ジェンダーの視点への配慮についても明記している。 「II 基本方針 3. ジェンダーの視点 政策決定への参画，経済社会活動への参加，情報へのアクセスといった様々な面で男女格差が存在するために，女性は災害時に特に被害を受けやすい。したがって，防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う。」 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災協カイニシアティブ」の下で防災分野の支援額，及びODA総額に占める割合は増加しており，予防分野に限れば，経済協力開発機構開発援助委員会（DAC）加盟国及び国際機関の支援合計の33%（2005-2011計）を占め，最大である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は，東日本大震災を経験するなど，先進国では数少ない災害大国であり，災害に関する多くの知見と教訓を有している。今後も引き続き，防災の主流化を主導していく。 ・また，2015年3月に仙台で開催される第3回国連防災世界会議では，各国・国際機関からのハイレベルの参加を得て，女性の観点も含め我が国の経験を世界と共有しつつ，防災分野の新しい枠組を作り上げたいと考えている。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|---|--------------|--|---|
| <p>5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進</p> <p>ア 環境分野における女性の参画の拡大</p> | <p>文部科学省</p> | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、環境教育など、行政だけではなく地域やNPO等の民間が主体となって課題解決に取り組むべき重要なテーマを指定して、地域の課題解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図った。また、環境保全などの地域における様々な現代的課題に対し、地域に蓄積したソーシャル・キャピタル(社会関係資本)である公民館等が、関係諸機関と連携・協働して実施する先進的な取組を支援した。</p> <p>さらに、企業や家庭などに自然体験活動等の理解を求めていくための普及啓発を実施した。また、(独)国立青少年教育振興機構において、民間団体が実施する様々な自然体験等の体験活動等に対する助成を行うとともに、国立青少年教育施設における教育事業として自然体験活動を実施し、体験活動等を通じた環境教育を推進した。</p> <p>加えて、家庭教育においては、自然や環境を大事にする心を育てることなどを盛り込んだ家庭教育のヒント集としての家庭教育手帳を文部科学省ホームページに掲載し、広く国民に情報提供を行った。また、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体等における家庭教育に関する学習機会等での活用を促した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進に資するものであったと考えられる</p> | <p>・地域が抱える様々な現代的課題について、多様な主体が連携・協働して解決を図る取組を促進することが重要。この中で、多くの地域で環境に関する学習や活動が行われており、引き続きこのような地域の取組を推進するとともに、これを周知し、普及を図ることにより、さらに全国各地の取組を促すことが必要である。</p> <p>また、自然体験をする機会を拡大するため、自然体験活動等の理解を求めていくための普及啓発の実施や民間団体が行う自然体験活動等に関する事業に対する助成、国立又は公立青少年教育施設の利用の促進に向けた施策を、引き続き実施することが必要である。</p> <p>さらに、家庭において自然や環境を大事にする心を育てることが重要であり、引き続き家庭教育手帳を文部科学省ホームページで情報提供を行うとともに、関係団体等における家庭教育に関する学習機会等での活用促進を図ることが必要。</p> |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|-----|------|--|---|
| | 環境省 | <p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGO、NPO等の活動の支援等を図るため、地球環境パートナーシッププラザ／地方環境パートナーシップオフィスのホームページ等による情報提供や交流のための場の提供等を実施。 ・さらに、環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ／地方環境パートナーシップオフィスの活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成された。 ・地域において環境保全に取り組む人材の活用を支援するため、市民・NGO／NPO・事業者などが行う環境保全活動に対して、環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導を行う者のうち、適切な能力・識見等を有する者として広く国民に対し推奨すべき者を登録する環境カウンセラー登録制度 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を行う、また関心を持つ団体等によるホームページのアクセス数も増加していることから、取組が評価されている。 ・地域において環境保全に取り組む人材の活用促進が図られている。 ・環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍の場の拡大にも寄与している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の実現に向けた、関係主体間の理解の共有等のため、地球環境パートナーシッププラザ／地方環境パートナーシップオフィスを拠点とし、効率的なパートナーシップ実現のため取組を更に展開していく。 ・更なる人材の充実を図るため登録者数を増やす。 ・また、環境カウンセラーに対する研修等の実施により、人材の質の維持向上を図る。 ・登録された人材の十分な活用が図られていないため、今後の課題として、地域での積極的な人材活用を図るため、人材のマッチング支援などを検討する。 |

| 施策名 | 担当府省 | 主な施策の取組状況及び評価 | 今後の方向性、検討課題 |
|----------|-------|--|---|
| イ 国際的な対応 | 文部科学省 | <p>【施策の取組状況】</p> <p>・2002(平成14)年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において日本のNGOと日本政府が提案し、同年の国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年(2005年～2014年)」については、「持続可能な開発のための教育」(ESD)に関係する11府省により構成される「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議において「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画(ESD実施計画)」を策定し、男女共同参画の推進を含む持続可能な開発の観点から国内でのESDの取組を推進した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・平成23年6月には、内閣官房、外務省、文部科学省、環境省等において、「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」関係省庁連絡会議を開催し、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画(ESD実施計画)」を改訂した。</p> <p>また、「国連ESDの10年」の最終年である平成26年11月に日本政府とユネスコの共催でESDに関するユネスコ世界会議を我が国において開催した。</p> <p>さらに、ESDの推進拠点として位置づけているユネスコスクールの加盟校数増加やそのネットワークの強化、ESDに関する研修会の開催、教材や優良事例の作成など、男女共同参画の推進を含む持続可能な開発のための教育(ESD)への取組の推進に資するものであったと考えられる。</p> <p>(ユネスコスクールの加盟校数)</p> <p>平成21年9月:106校 平成26年10月:807校</p> | <p>・「国連ESDの10年」の後継プログラムとして、平成25年11月にユネスコ総会で採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」の具体的な実施に向けて、今後もESDを推進する。</p> |